

## 実績評価書

平成19年8月

評価の対象となる施策目標	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること
--------------	-------------------------------------

## 1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	4	勤労者生活の充実を図ること
施策目標	4-1	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること
※重点評価課題(仕事と生活の調和対策の推進)		
個別目標1	労働時間等の設定改善に向けた取組を推進すること	
	(主な事務事業) ・労働時間等設定改善援助事業 ・労働時間等設定改善推進助成金 ・特に時間外労働が長い事業場の事業主に対する自主的取組の推進	
個別目標2	仕事と生活の調和に係る社会的気運を醸成すること	
	(主な事務事業) ・仕事と生活の調和推進会議の開催 ・仕事と生活の調和キャンペーンの推進	
個別目標3	多様な働き方に対応した労働環境等を整備すること	
	(主な事務事業) ・特別な休暇制度普及促進事業 ・テレワークの普及促進等対策	
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等 労働時間等の設定を、労働者の健康と生活に配慮した多様な働き方に対応したものへ改善していくことが重要との観点から、労働時間等設定改善法に基づき、長時間労働の是正に向けた所定外労働の削減等に重点を置いた取組を推進する。		
2 根拠法令等 ○労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成4年法律第90号)		
主管部局・課室	労働基準局勤労者生活部企画課	
関係部局・課室	-	

## 2. 現状分析

労働者全体の総実労働時間は、平成18年度には1,842時間と若干増加したものの、長期的には減少傾向にあるが、これは、パートタイム労働者等短時間労働者の割合が高まっていることが要因であり、一般労働者の総実労働時間については依然として高止まりの状況にある(「労働時間分布の長短二極化」の進行)。中でも、子育て世代の男性を中心に長時間労働者の割合の高止まりが見られることから、家庭生活・自発的な職業能力開発・地域活動等に配慮した仕事と生活の調和の実現に向けて、長時間労働の是正を図ることが必要である。
---

## 3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	週労働時間60時間以上の雇用者の割合(単位:%) (平成15年(12.2%)と比べ1割以上減少/平成21年度)	12.1	12.2	12.2	11.7	10.8
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、総務省「労働力調査」による。						
<b>施策目標の評価</b> <b>事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた取組を促進するための支援を行うとともに仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成を図ること等により、週労働時間60時間以上の雇用者の割合は平成17年以降減少しており、平成18年は10.8%と目標を達成したと評価できる。</b> <b>しかし、仕事と生活の調和の実現がこれまで以上に求められる中、30代から40代の男性については、週労働時間60時間以上の雇用者の割合が増加しているなど依然として長時間労働の実態があることから、これらの者に重点を置き、引き続き各種事業を行っていく必要がある。</b> <b>(※太字部分は、重点評価課題該当部分)</b>						

## 4. 個別目標に関する評価

個別目標1 労働時間等の設定改善に向けた取組を推進すること					
個別目標に係る指標					
アウトカム指標					
(達成水準/達成時期)					
	H14	H15	H16	H17	H18
1	12.1	12.2	12.2	11.7	10.8
週労働時間60時間以上の雇用者の割合(単位:%) (平成15年(12.2%)と比べ1割以上減少/平成21年度) ※施策目標に係る指標と同じ。					
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、総務省「労働力調査」による。					
個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)					
平成18年度は、労働時間等設定改善援助事業については407集団、労働時間等設定改善推進助成金については66団体が事業を実施し、さらに、労働時間設定改善コンサルタント(都道府県労働局に配置されている)による個別訪問、助言・指導を285事業場に対して実施した結果、目標に係る数値に改善がみられた。 これらの支援事業の実施により指標に定めた効果が得られ、また、各種団体を通じて効率的に事業が進められた。 したがって、これらの支援事業は事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた取組を促進するための支援策として効果的であったと評価できる。					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名 : 労働時間等設定改善援助事業					
平成18年度 : 746百万円(補助割合:[国 / ][ / ][ / ])					
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )					
実 施 主 体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )					
概要: 仕事の内容や進め方にまで踏み込んだ助言・指導を行う専門家(労働時間設定改善アドバイザー)を地域の主要な事業主団体に配置し、労働時間等の設定改善に積極的に取り組む中小企業団体に対して、個々の会員事業場の実情を踏まえた指導、援助を行う。					
事務事業名 : 労働時間等設定改善推進助成金					
平成18年度 : 246百万円(補助割合:[国2/3][事業主団体等1/3])					
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )					
実 施 主 体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )					
概要: 労働時間等の設定改善(計画年休制度の導入又は連続休暇の取得促進等)を団体的取組として行う中小企業団体に対し、申請に基づき必要な助成を行う。					
事務事業名 : 特に時間外労働が長い事業場の事業主に対する自主的取組の推進					
平成18年度 : 128百万円(補助割合:[国 / ][ / ][ / ])					
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )					
実 施 主 体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )					
概要: 都道府県労働局において、労働時間等設定改善に関する相談への対応や助言・指導を行う。					

個別目標 2 仕事と生活の調和に係る社会的気運を醸成すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標						
(達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	週労働時間60時間以上の雇用者の割合(単位:%) 平成15年(12.2%)と比べ1割以上減少/平成21年度) ※施策目標に係る指標と同じ。	12.1	12.2	12.2	11.7	10.8
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1は、総務省「労働力調査」による。						
個別目標2に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
平成18年度は、全国7ブロックで仕事と生活の調和推進会議を開催し、地域の特性を踏まえた推進プログラムを策定をした。また、47都道府県で仕事と生活の調和のとれた働き方に関するシンポジウムを開催した。これらにより、労使や各企業における仕事と生活の調和のための自主的取組が推進され、国の取組も相まって目標に係る数値の改善がみられた。						
これらの事業の実施により指標に定めた効果が得られ、また、各種団体を通じて効率的に事業が進められた。						
したがって、これらの事業は仕事と生活の調和に係る社会的気運の醸成を図るための施策として効果的であったと評価できる。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 仕事と生活の調和推進会議の開催						
平成18年度 : 45百万円(補助割合:[国 / ][ / ][ / ])						
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )						
実 施 主 体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )						
概要 :						
労使をはじめ地域の関係者が仕事と生活の調和の重要性について認識を共有するとともに、その実現に向けた各企業における自主的な取組を促すための会議を開催する。						
事務事業名 : 仕事と生活の調和キャンペーンの推進						
平成18年度 : 339百万円(補助割合:[国 / ][ / ][ / ])						
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )						
実 施 主 体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )						
概要 :						
企業の労使関係者の参集を求めシンポジウムを開催する等により、関係労使はもとより広く国民が仕事と生活の調和の重要性や必要性を踏まえた取組みを行うための社会的気運の醸成を図る。						

個別目標 3 多様な働き方に対応した労働環境等を整備すること					
個別目標に係る指標					
アウトカム指標					
(達成水準/達成時期)					
	H14	H15	H16	H17	H18
1	12.1	12.2	12.2	11.7	10.8
週労働時間60時間以上の雇用者の割合(単位:%) (平成15年(12.2%)と比べ1割以上減少/平成21年度) ※施策目標に係る指標と同じ。					
(調査名・資料出所、備考)					
・指標1は、総務省「労働力調査」による。					
個別目標3に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業が平成19年度より実施されるため、平成19年度に実施する実績評価より評価を行うこととする。					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名 : 特別な休暇制度普及促進事業					
平成年度	百万円(補助割合:[国 / ][ / ][ / ])				
予算額	一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )				
概要: 労働時間等の設定改善推進の一環として、「労働時間等設定改善指針」に対応した、労働者の健康の維持増進に資するための特別な休暇の普及促進を図る。(平成19年度新規事業)					
事務事業名 : テレワークの普及促進等対策					
平成年度	百万円(補助割合:[国 / ][ / ][ / ])				
予算額	一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )				
概要: テレワーク相談センターにおいて相談等を実施するほか、総務省と共同でテレワーク共同利用型システムの試行導入事業を実施する(平成19年度新規事業)。					

## 5. 評価結果の分類

評価結果は、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、総合的に判断して分類

- ① 施策目標を達成した  
※ただし、仕事と生活の調和の実現がこれまで以上に求められる中、30代から40代の男性については、週労働時間60時間以上の雇用者の割合が増加しているなど依然として長時間労働の実態があることから、これらの者に重点を置き、引き続き各種事業を行っていく必要がある。
- 2 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける
- 3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する
  - i 組織体制の見直しの検討
  - ii 予算の見直しの検討
  - iii 事務事業の新設の検討
  - iv その他 ( )
- 4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する

## 6. 特記事項

- ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
  - 平成17年10月14日 衆議院厚生労働委員会  
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。  
一～四 (略)
  - 五 労働時間等設定改善指針の策定に当たっては、育児・介護、地域活動、単身赴任、自己啓発等を行う労働者の実情に応じた労働時間等の設定の改善を促進するものとなるよう留意するとともに、年次有給休暇の取得率向上に向けて、計画的付与制度や長期休暇制度の普及促進等実効性ある施策を推進し、一般労働者の労働時間短縮対策を総合的に推進すること。
  - 六 労働時間等設定改善委員会の設置を促進するよう周知徹底を含め実効性ある施策を図るとともに、一定要件を満たした衛生委員会を労働時間等設定改善委員会とみなすに当たっては、法に定める要件が遵守されるよう、制度運用に万全を尽くすこと。
  - 七・八 (略)
  - 平成17年10月25日 参議院厚生労働委員会  
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。  
一～四 (略)
  - 五 労働時間等設定改善指針の策定に当たっては、育児・介護、地域活動、単身赴任、自己啓発等を行う労働者の実情に応じた労働時間等の設定の改善を促進するものとなるよう留意するとともに、年次有給休暇の取得率向上に向けて、計画的付与制度や長期休暇制度の普及促進等実効性ある施策を推進し、一般労働者の労働時間短縮対策に尽力すること。
  - 六 労働時間等設定改善委員会の設置を促進するよう周知徹底を含め実効性ある施策を図るとともに、一定要件を満たした衛生委員会を労働時間等設定改善委員会とみなすに当たっては、法に定める要件が遵守されるよう、制度運用に万全を尽くすこと。
  - 七～十 (略)
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
  - 「働き方の見直しやテレワーク人口の倍増などを通じて、仕事と家庭生活の調和を積極的に推進」(第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説)
  - 再チャレンジ支援総合プラン(平成18年12月25日「多様な機会のある社会」推進会議)
    - 4 達成すべき目標
      - (2) 二次目標:再チャレンジ支援のための制度・施設の利用率の向上(具体例)
  - ②2010年までにテレワーカーを就業者人口の2割にする。
  - I T新改革戦略(平成18年1月19日 I T戦略本部)

目標

(Ⅲ－４－１)

1. 2010年までに適正な就業環境の下でのテレワーカーが就業者人口の2割を実現  
○ IT重点計画2006(平成18年7月26日IT戦略本部)

1. 7 生涯を通じた豊かな生活

－全ての人が元気で豊かに活動できる社会の実現－

①2010年までに適正な就業環境の下でのテレワーカーが就業者人口の2割を実現するなど、一人ひとりが適材適所で最大限能力を発揮できる社会を実現

③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況  
なし。

④会計検査院による指摘  
なし。

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項  
なし。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

VI-1-1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること